資料４

国の子ども・子育て支援新制度の検討状況について

北広島市子ども・子育て会議

※　内容については、国の子ども・子育て会議及び子ども・子育て会議基準検討部会の資料から一部抜粋したものを掲載しています。

1．保育の必要性の認定について

1．概要

○ 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。（子ども・子育て支援法19条等）

【参考】認定区分
19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
（19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定）

＜主なご意見＞
・19条1項1号に該当する場合の名称は「標準教育時間認定」とすべきではないか。
・教育時間に標準と標準でないものがあるような感を与えないよう、「教育時間」で良いのではないか。
・3歳未満の施設での保育を必要としない子どもについても、支援を充実すべきではないか。

○ 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
②「区分」：長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

○ それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。

○ また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要。

1

2

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの御議論を踏まえた整理案）

現行の「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

①昼間労働することを常態としていること（就労）

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること（災害復旧）

⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由（案）

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動
・起業準備を含む

⑦就学
・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2

【対応方針案】

〔保育標準時間、保育短時間の区分について〕

➢新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。

➢具体的には、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間（利用）」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間（利用）」の2区分とする。その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週当たり30時間程度とすることを基本とする。（「保育短時間」の下限については、P35以降参照）

※これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間（利用）」、「短時間（利用）」については、それぞれ「保育標準時間（利用）」、「保育短時間（利用）」とした上で、教育標準時間認定（標準時間（利用））を「教育標準時間（利用）」とする。

〔保育必要量について〕

➢保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定し、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

➢この考え方に基づき、年間の日数の枠としては、現行制度における保育所の年間開所日数（約300日）と同様とする。

※1年間のうち、一般的に休日である日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日間（1ヶ月25日間）の開所を求めている。

※労働基準法上、原則として、毎週少なくとも1回の休日付与が義務付けている。

➢時間数の枠については、「保育標準時間」「保育短時間」の区分に応じて、以下の通りとする。

・「保育標準時間利用」の保育必要量としては、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とする。

※現行制度における保育所の開所時間は、1日に7～8時間前後の勤務に従事し、労働基準法に定められた45分～1時間の休憩時間をとり、通勤にそれぞれ1時間前後を要するという、一般的なフルタイム就労の勤務形態を想定したもの。また、保護者の勤務先によって始業時間と終業時間が異なることにも留意が必要である。

・「保育短時間利用」の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とする。

※延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理する。

3

〔保育必要量について（続き）〕

➢上記の通り、保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものである。現行制度においても、保育に欠ける子どもについては、最大で11時間の開所時間の中で年間約300日利用することができるが、実際には、親の就労している時間帯での保育を確保する観点や子どもの育成上の配慮の観点から、必要な範囲で保育を利用しているのが実態であり、現に土曜日に保育所を利用する子どもは平日より大幅に少なく、平日において、閉園時間より前に迎えに来る親も多い。保育必要量と実際の利用との関係は、新制度においても同様である。

［保育必要量のイメージ］（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）

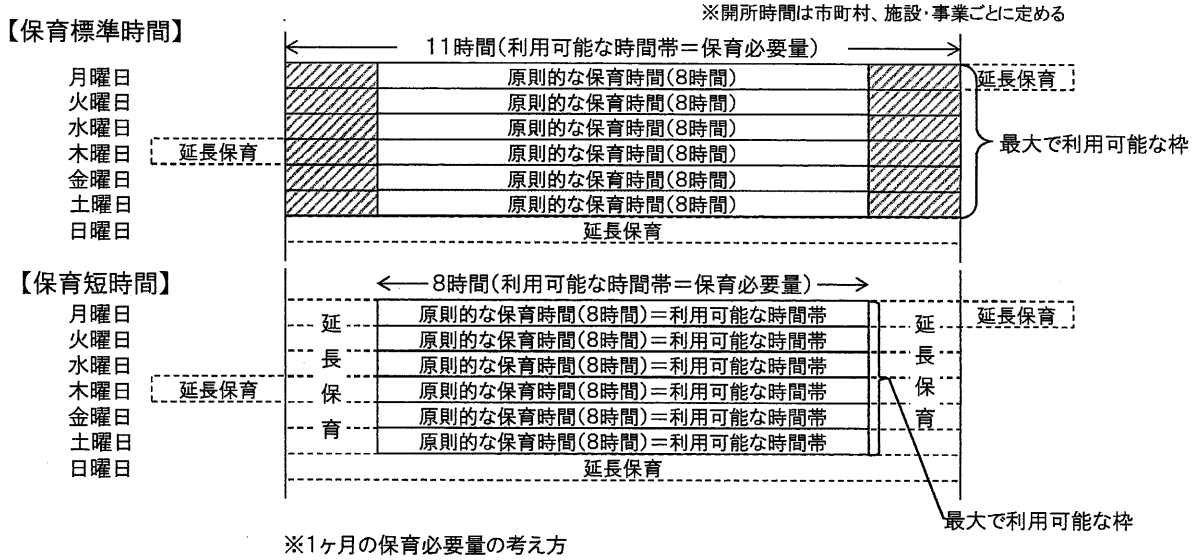

※1ヶ月の保育必要量の考え方

1日11時間（8時間）×300日／12ヶ月 ＝ 275時間（200時間）

1日11時間×6日×31日／7日（週） ≒ 292時間

1日8時間×6日×31日／7日（週） ≒ 212時間

4

1．地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
◇家庭的保育（利用定員5人以下）
◇居宅訪問型保育
◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

地域型保育事業の位置付け

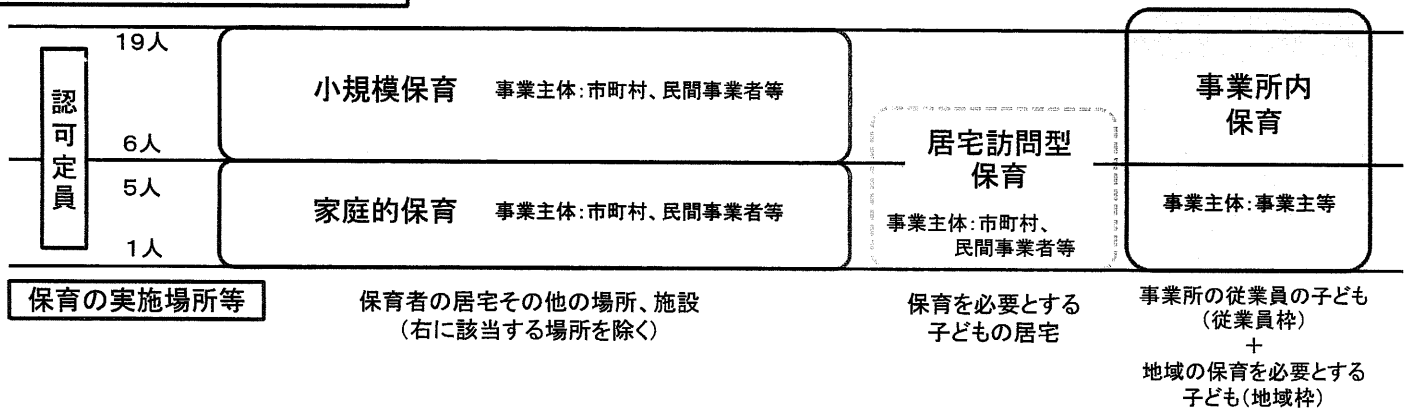

2．地域型保育事業の検討に当たって

（1）地域型保育事業のコンセプト

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

➢大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
➢多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
➢保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

（2）地域型保育事業の位置付け（性格）について

○ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）は、児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。

○ そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所（児童福祉施設）に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

＜各事業の特徴＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6～19人まで	・様々（数人～数十人程度）	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

＜対応方針概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	0～2歳児　3:1 家庭的保育補助者を置く場合　5:2	0歳児　3:1 1・2歳児　6:1 ＋1名	0歳児　3:1 1・2歳児　6:1 ＋1名	0～2歳児　3:1 （補助者を置く場合、5:2）	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育（A型、B型）と同様）	0～2歳児　1:1
保育従事者	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者） ＊市町村長が行う研修※1を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士※2	保育士※2 1／2以上 （保育士以外には必要な研修※1を実施）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者）	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育（A型、B型）と同様	必要な研修※1を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※1：研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討

※2：0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

7

14

＜対応方針概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	－
	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	－
面積	1人3.3㎡ （部屋自体は9.9㎡が必要）	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室　1人1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室　1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育（A型、B型）と同様	－
	1人3.3㎡（2歳児）	1人3.3㎡（2歳児）	1人3.3㎡（2歳児）	1人3.3㎡（2歳児）	1人3.3㎡（2歳児）	－

8

20

＜対応方針概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	－
設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	－
職員	調理員 （保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	－

※1　現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

＜対応方針概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
耐火基準等	基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	小規模保育事業を踏まえ、検討	－

＜対応方針概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
連携施設	連携施設の設定が必要※1、2	連携施設の設定が必要※1、2	連携施設の設定が必要※1、2	連携施設の設定が必要※1、2	連携施設の設定が必要※1、2	連携施設の設定は一律には求めない※3
嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	―

※1　更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）
※2　離島、へき地においては、設定を求めないことができる（特例措置）
※3　障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。
※4　連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第５９条）
・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

【対象事業】
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【子ども・子育て会議等での主な取りまとめ事項】

事業名	主な取りまとめ事項（詳細は別紙参照）
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、　④訪問型に再編。
放課後児童クラブ	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 ※社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にて検討し、子ども・子育て会議に報告された。

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援
　子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携
　子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

①　「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
（主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。）　（例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」）

②　「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態　※地域連携については、行政がその機能を果たす。
（主として、行政機関の窓口等を活用。）　（例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」）

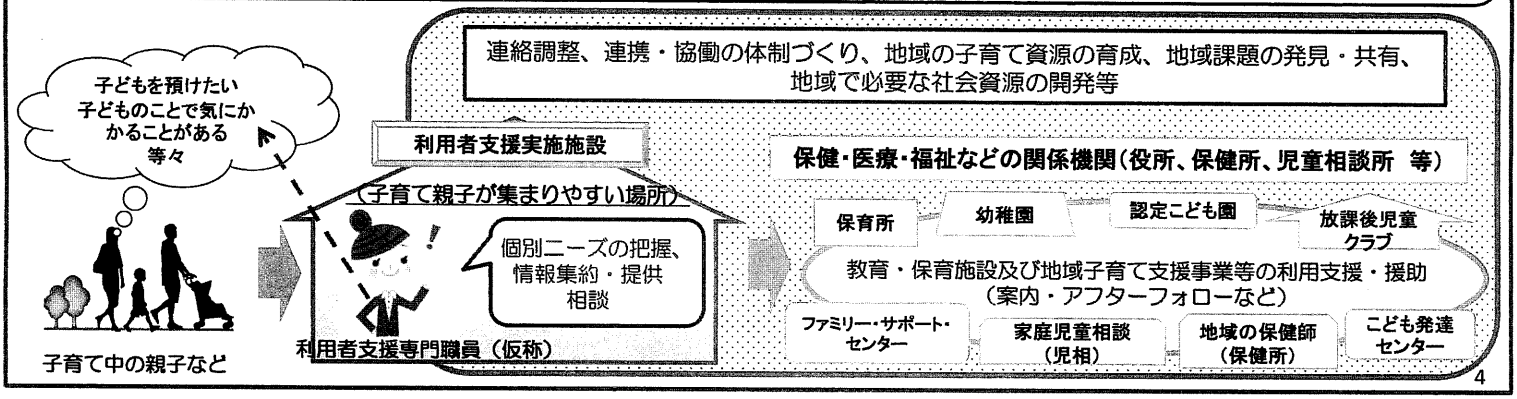

一時預かり事業について

○　家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

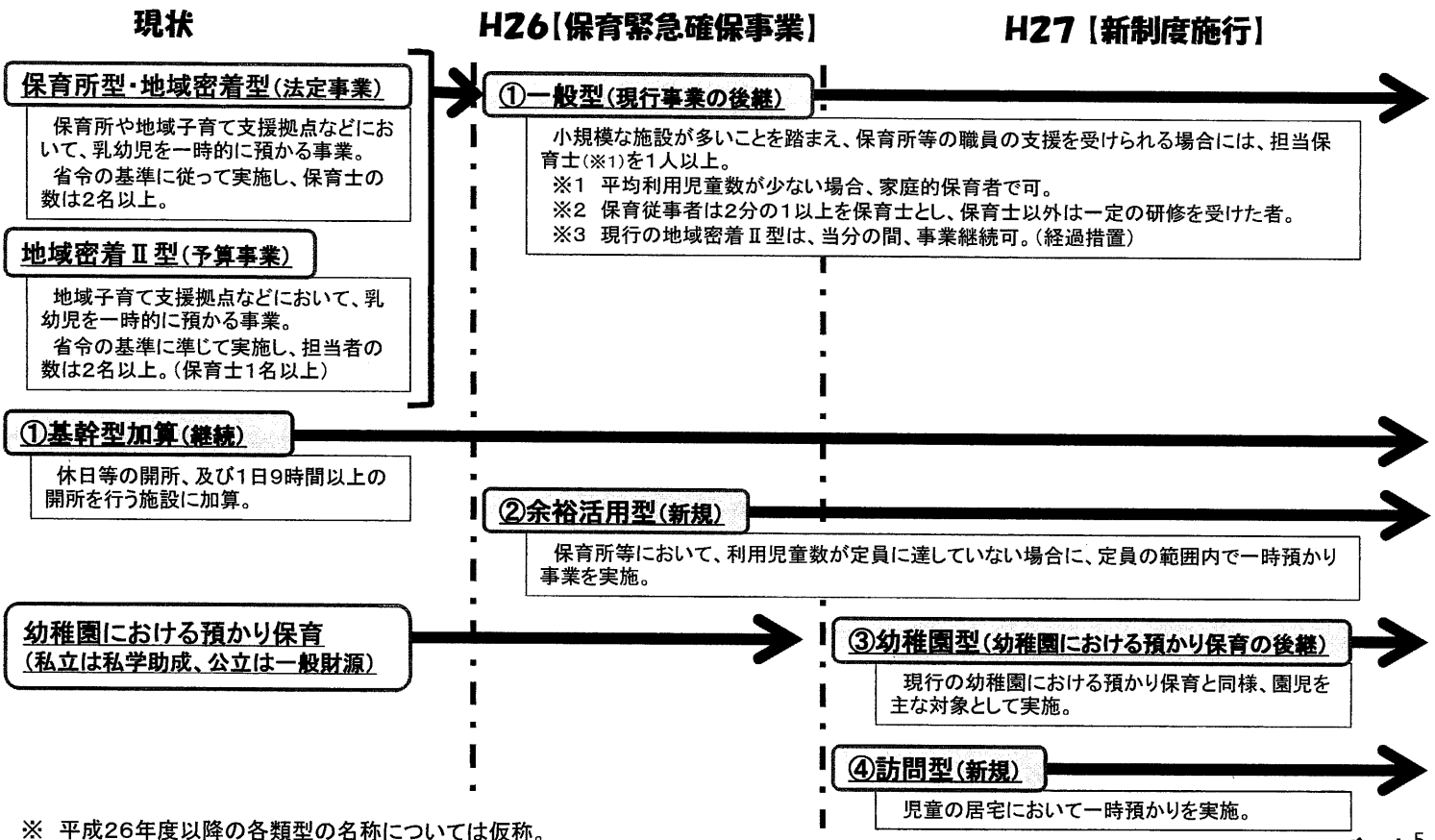

※　平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要について（平成２５年１２月２５日）

経　緯

・昨年８月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。（改正後の児童福祉法第３４条の８の２）
・本年５月、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議のうえ、１２月２５日に報告書が公表された。
・今後、同報告書を踏まえ、年度内を目途に省令基準を策定する。

報告書の概要

1. 従事する者【従うべき基準】
○ 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とすることが適当。（一定の経過措置等についても検討）

2. 員数【従うべき基準】
○ 職員は2人以上配置することとし、うち１人以上は有資格者とすることが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】
○ 児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】
○ 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童１人当たりおおむね1．65㎡以上」とすることが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】
○ 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとすることが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】
○ 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。

7. その他（基準以外の事項）
○ 市町村は、定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
○ 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。

１．「量的拡充」と「質の改善」の関係について

○　「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。（例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。）

○　子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、
・　潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で（量の見込み）、
・　これに対応する提供体制を計画的に整備する（確保方策）
仕組みとしている。（市町村子ども・子育て支援事業計画の策定）

○　「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。
※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

○　また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の１つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」（第２条第２項）としており、「質の改善」に取り組む必要がある。

○　「質の改善」は、様々な内容が考えられるため、消費税の増税等による財源を踏まえて、どのような項目の改善をどの程度実施するのか、優先順位を検討する必要がある。

※平成２６年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度について、0.3兆円を子ども･子育て支援に充当。

２．量的拡充について

１．「量的拡充」の追加所要額の推計の前提

（１）対象範囲（公費負担部分）
・１号認定（認定こども園、幼稚園）
・２号認定・３号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）

・以下の地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業	放課後児童クラブ	子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	要保護児童等に対する支援に資する事業
地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業（幼稚園型を含む）	
病児保育事業	ファミリー・サポート・センター事業	

・社会的養護関係

(2)諸前提
○　物価変動等や「質の改善」の要素は勘案しない。
○　今後の児童人口の変動を反映。
（社会保障･人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）出生中位推計）
○　幼稚園は９０％が新制度に移行するものと仮置き。

（主な意見）
○ 量の拡充の内容についての妥当性を議論することも必要ではないか。
○ ワーク･ライフ･バランスを推進すれば、延長保育事業や病児保育事業については所要額を減らせるのではないか。

２．推計

（１）教育･保育

25年度→29年度の量の拡充の前提

①１号認定（認定こども園、幼稚園）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
3,487億円	3,487億円	3,641億円	3,565億円	78億円

利用児童数（公費支援対象）
145万人(25)
→ 157万人(29)
※H27純増17万人

※平成25年度及び平成26年度の金額は、私学助成（一般補助）、就園奨励事業の平成２６年度政府予算案等をもとに見込まれる幼稚園に対する公費負担額(政府予算ベース)の90%に相当する額。
※新制度実施後（平成27年度以降）は、私学助成対象外の私立幼稚園、就園奨励事業の未実施市町村の園児分を含み、満３歳児の就園率毎年0.3%増、３～５歳児の就園率50.1%（過去5か年度の平均就園率）と仮定して算定。

②２号認定・３号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
12,094億円	12,702億円	14,014億円	15,034億円	2,940億円

利用児童数
225万人(24)
→ 265万人(29)
＊25年度は232万人

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人の受入児童数の増を図る。

（主な意見）

○ 少人数での保育を希望する子どもにも必要な保育が行き渡るようにして欲しい。
○ 子どもを安易に預けることが促進されないような配慮が必要。

（２）地域子ども・子育て支援事業

※直近の実績等を基に試算。
※平成25年度に安心こども基金で実施している事業（③～⑧、⑩）については、平成24年度の交付状況を「平成25年度」の欄に記載。
※①②⑨の事業については事業主拠出金を充当することとされており、上段は事業主負担を含む額、下段は公費負担のみの額を記載。

①延長保育事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
	1,040億円	1,104億円	1,171億円	1,317億円	277億円
公費のみ	815億円	865億円	917億円	1,032億円	217億円

利用児童数
93万人(25)
→ 114万人(29)

（主な意見）

○ 子どもの健全な育ちの観点からみて、延長保育事業を増やしてよいのか。

②放課後児童クラブ

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
	860億円	906億円	1,031億円	1,095億円	235億円
公費のみ	573億円	604億円	687億円	730億円	157億円

利用児童数
108万人(25)
→ 121万人(29)

③子育て短期支援事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
4億円	7億円	7億円	8億円	4億円

箇所数
1,035箇所（24）
→1,234箇所（29）

④乳児家庭全戸訪問事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
54億円	63億円	67億円	67億円	13億円

訪問箇所数
97万箇所(24)
→118万箇所(29)

（主な意見）
○「健やか親子21」と連携をとって、妊娠・出産から就学等までの全体像を描いて欲しい。

⑤養育支援訪問事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
18億円	22億円	24億円	30億円	12億円

訪問箇所数
25万箇所(24)
→41万箇所(29)

⑥要保護児童等に対する支援に資する事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
10億円	15億円	18億円	28億円	18億円

実施市町村数
350(24)
→ 1,027(29)

⑦地域子育て支援拠点事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
342億円	421億円	464億円	469億円	127億円

箇所数
5,968箇所(24)
→ 8,000箇所(29)

⑧一時預かり事業

＜一般型・余裕活用型・訪問型等＞

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
108億円	286億円	324億円	325億円	217億円

箇所数
7,656箇所(24)
→14,563箇所(29)

＜幼稚園型（在籍園児分のみ）＞

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
ー	ー	131億円	133億円	133億円

箇所数
8,750箇所(29)

※私学助成（特別補助）等からの円滑な移行等を図る。
※私学助成（特別補助）対象外の私立幼稚園も含む。

⑨病児保育事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
145億円	156億円	160億円	170億円	25億円
公費のみ 97億円	104億円	107億円	113億円	16億円

利用児童数
延べ172万人(25)
→延べ200万人(29)

⑩ファミリー・サポート・センター事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
48億円	69億円	65億円	72億円	24億円

箇所数
699箇所(24)
→ 1,300箇所(29)

（３）社会的養護関係
※直近の実績を基に試算。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年度の量の拡充
1,810億円	1,857億円	1,895億円	1,980億円	170億円

入所児童等数
6.0万人(25)
→ 6.2万人(29)

25年度→29年度の量的拡充　　計　４，２７３億円
（公費負担　４，１２６億円
事業主　１４７億円）

※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

（参考）　26年度→29年度の量的拡充（公費）　計　３，０８４億円

３．質の改善について

１．「質の改善」の追加所要額の推計の前提

（１）対象範囲

子ども・子育て支援新制度の立案過程、法案審議･附帯決議、昨年４月以降の子ども・子育て会議･基準検討部会での議論等において、「質の改善」として提案されてきた項目

（２）諸前提

○　物価変動等の要素は勘案しない。

○　今後の児童人口の変動を反映。

（社会保障･人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）出生中位推計）

○　平成２９年度における所要額を積算

（平成２９年度とする理由）

・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成２９年度に消費税増収額が満年度化

・保育ニーズのピークは平成２９年度末

○　幼稚園は９０％が新制度に移行するものと仮置き。

（主な意見）

○　消費税増税により確保する0．７兆円以外の0．３兆円の財源確保が必要。

○　財政は青天井ではなく、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の議論をする必要。

○　優先順位は施設の大小で決めるのではなく、全ての子どもが同じ条件で同じ保育を受けられるようにして欲しい。

○　見込みどおり1．１兆円が必要であったことが明らかになったのであり、優先順位を付けて削り落とすのではなく、「実施順」を決めるということではないか。

○　加算は当分の間の措置とするものと恒久化することが望ましいものを分けて考えるべきではないか。

【凡例】

△　：　子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

☆　：　平成24年３月２日少子化社会対策会議決定

◇　：　その他

（給付等関係）

△☆　3歳児を中心とした職員配置の改善

内容	所要額
3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1）	700億円程度
1歳児の職員配置を改善（6:1→5:1）	670億円程度
4・5歳児の職員配置を改善（30:1→25:1）	591億円程度

（主な意見）

- ○ 3歳児は、現在の幼稚園における配置状況よりも多く配置できるようにする必要。また4・5歳児も改善して欲しい。
- ○ 3歳児の配置改善は必要。また1歳児についても、5:1を標準化している自治体もあり、ぜひ改善して欲しい。
- ○ 職員配置の改善によって必要となる保育士の確保にすぐに対応できない場合もあるので、最低基準ではなく加算による対応を検討してはどうか。

研修の充実

内容	所要額
保育教諭・保育士等1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	38億円～94億円程度

（主な意見）

- ○ 保育全体の質を向上するために、地域型保育事業所や認可外保育施設で働く保育士も対象として欲しい。
- ○ 研修の充実は不可欠。代替要員だけでなく、業務時間外に行われる研修への参加費用等の支援も必要。

26

☆　休日保育の充実

内容	所要額
休日保育の給付化に伴う措置（担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消）	32億円程度

△☆◇　職員の定着・確保の仕組み（職員給与の改善、キャリアアップの推進）

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

内容	所要額
私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善　（処遇改善臨時特例事業と同様（＋2．85%）～＋5%） ※平成26年度予算案（保育士等処遇改善臨時特例事業）　367億円	542億円～952億円程度

※　私立幼稚園・保育所等・認定こども園の幼稚園教諭・保育士の給与月額を全職種の平均並に改善した場合（＋45%）には8，565億円程度が必要。

（主な意見）

- ○ 処遇改善の対象を私立幼稚園等に広げるのはよいことであるが、2.85%のままとすると、保育所については、現在行われている処遇改善に留まり、消費税財源による一層の改善が行われないことになるため、上積みが必要。
- ○ 幼稚園と保育所で公平な改善とすべき。
- ○ 幼稚園教諭等がやりがいをもって働けるよう、処遇改善を行って欲しい。
- ○ 女性の活躍促進等の観点からも処遇改善を行うことが必要。
- ○ 残業代も考慮すると、5%では十分でない。
- ○ 民改費の上限を例えば15年～20年まで延ばして処遇改善を行うことも検討が必要。

27

☆　保育認定の2区分に応じた対応

内容	所要額
保育標準時間認定について、11時間の保育必要量に対応する職員を配置（延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人（3時間分）を加配した場合）	337億円程度

※ 保育標準時間認定について、単純に現在の保育単価を11／8にした場合には3，025億円程度が必要。

（主な意見）

○ 11時間に対応した財政支援の実現は長年の課題。現場としては、延長保育事業の給付化等だけではなく、現状に合う形で対応して欲しい。

○ 現在、自治体が上乗せしている実態があるが、全国統一的な対応が必要なので国の負担とすべき。

内容	所要額
保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の95%程度（▲5%）と仮置きした場合の所要額	154億円程度

（主な意見）

○ 優先順位によるが、安心して子育てができるような支援を行うため、95%ではなく、もう少し低くするべき。

○ 子どもの健全な育ちの観点から、短時間認定の利用者負担を95%より軽減すべき。

△☆　小規模保育の体制強化

内容	所要額
小規模保育事業、事業所内保育事業（定員19人以下）について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置 ※平成26年度予算案（小規模保育の先行実施） 226億円 ＊認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。	134億円程度
地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定 ※平成26年度予算案（小規模保育の先行実施） 226億円（再掲）	8億円程度
地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度

（主な意見）

○ 株式会社等の多様な主体もきちんと連携施設を設定できるよう、自治体等を指導して欲しい。

☆　地域の子育て支援・療育支援

内容	所要額
幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園：全ての施設で専任化（以下同じ） ※幼稚園・保育所：専任化を加算で実施又は全て専任化（以下同じ）	73億円～307億円程度
地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費（主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置）	51億円～59億円程度
障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者（非常勤）を幼稚園・保育所・認定こども園に配置（障害の程度に応じて加配）	180億円～231億円程度

（主な意見）

○ 現在は保護者支援になかなか対応できていないが、保護者を支えるための取組が必要。

小学校との接続の改善

内容	所要額
公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進（事務経費のみの場合～人件費（非常勤講師等1名（週3日））を含む場合）	20～86億円程度

（主な意見）

○ 保幼小連携は重要。教育委員会がきちんと役割を果たせるようにして欲しい。
○ 保幼小連携の改善は大きな課題であり、ぜひ必要。
○ 保幼小連携は既に何らかの取組を行っているところが多く、時限的な対応とすべき。
○ 小学校の方から働きかける仕組みも必要。
○ 保幼小連携など、地域のネットワーク構築による質改善が重要ではないか。「施設内で行うもの」と「施設と外部のネットワークで行うもの」を区別し、議論を整理すべき。

☆　減価償却費、賃借料等への対応

内容	所要額
施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度

（主な意見）

○ 減価償却費の一部の上乗せは必ず実施してほしい。

事務負担への対応

内容	所要額
全ての私立幼稚園、認定こども園に事務職員（非常勤）を追加で配置 （幼稚園：週2日～週5日、認定こども園：週2日～週6日）	52～194億円程度

（主な意見）

○ 私立幼稚園は、私立保育所であれば市町村が担っている、所得階層別の保育料徴収を行う必要があり、支援が必要。

☆　施設長、栄養士、その他の職員の配置

内容	所要額
保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度
栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置（嘱託費用を追加～栄養士（非常勤）に係る費用）	22億円～73億円程度
半数の保育所に保育支援者（保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者）を配置 ※平成26年度予算案（保育所に保育支援者を配置）　72億円	154億円程度

（主な意見）

○ 栄養士の配置は必要。また保健師等の配置にも配慮が必要。

第三者評価等の推進

内容	所要額
第三者評価等の受審費用の支援（3年に1度、5年に1度、10年に1度の受審） ※3年：児童養護施設等と同様（3年に1度の受審を義務付けている。） ※5年：子ども・子育て支援事業計画1期分に相当 ※10年：子ども・子育て支援事業計画2期分に相当	13億円程度（10年に1度） 24億円程度（5年に1度） 42億円程度（3年に1度）

低所得者世帯の負担軽減拡充

内容	所要額
低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	

（主な意見）

○ 低所得者世帯の負担軽減拡充を幼稚園・保育所、公立・私立を通じて公平に行うべき。

（地域子ども・子育て支援事業関係）

☆ 延長保育の充実

内容	所要額
延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度

☆◇ 放課後児童クラブ事業の充実

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項
※社会保障審議会児童部会　放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

内容	所要額
「小一の壁」の解消 （18時半を超えて開所するクラブに、取組内容に応じて常勤職員1名・常勤的非常勤1名のいずれかを配置、又は常勤職員1名を配置） ※平成26年度予算案（18時半を超えて開所するクラブに常勤的非常勤1名を配置） 154億円	339億円 ～406億円程度
5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度
大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度
19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度
常勤職員の処遇改善（経験年数に応じて加算）	39億円程度

（主な意見）

○ 職員体制の充実はもちろん、活動プログラムや施設環境の充実等も対象として欲しい。
○ 長期間にわたりやりがいをもって勤務できるよう、指導員の勤務条件の整備が必要。

一時預かり事業の充実

内容	所要額
保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度

（主な意見）
○ 保育所以外の施設が増えないのは場所の確保に費用がかかるからであり、支援が必要。

内容	所要額
幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善（小規模園への配慮等）	37億円程度

（主な意見）
○ 共働き家庭も含め、幼稚園の預かり保育は重要な役割を担っており、幼稚園・保育所の保護者負担について、公平の観点からも改善が必要。

☆ 病児保育の充実

内容	所要額
基本分の補助単価の改善（病児対応型・病後児対応型） ※利用のない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度
看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする（体調不良児対応型） ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度

（主な意見）
○ 体調不良児は、病児保育事業ではなく、保育所における看護師配置加算として対応すべき。

34

ファミリー・サポート・センター事業の充実

内容	所要額
提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加（月4日×12月）	4億円程度

（主な意見）
○ ファミリー・サポート・センター事業を充実させることが必要。

☆ 利用者支援事業（法律により新設）

内容	所要額
教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置（2～3中学校区に1箇所） ※平成26年度予算案（利用者支援事業）　162億円	228～342億円程度

（主な意見）
○ 非常に重要な事業であるのに、地方では利用者支援事業の趣旨がきちんと伝わっていないので、周知をして欲しい。
○ 利用者支援事業に従事する適切な職員の確保と補助が必要。

実費徴収に伴う補足給付事業（法律により新設）

内容	所要額
生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額～全額の補助	3億円～7億円程度
市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額～全額の補助	52億円～103億円程度

35

多様な主体の参入促進事業（法律により新設）

内容	所要額
認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置 ※平成26年度予算案（新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置） 13億円	5億円程度
認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）	5億円程度

研修の充実

内容	所要額
地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	8億円～19億円程度

（主な意見）

○ 代替要員だけでなく、業務時間外に行われる研修への参加費用等の支援も必要。
○ 研修の充実はぜひ必要。

☆◇ 社会的養護の充実

※「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）

内容	所要額
児童養護施設等の職員配置基準の改善（5．5:1→4:1等）	222億円程度
児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施）	19億円程度
児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施）	21億円程度
児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施）	24億円程度
児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施）	11億円程度
小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする） ※平成26年度予算案（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増）33億円	84億円程度
児童養護施設の職員給与等の改善 （保育所と同様の私立保育士＋2．85%～全職員＋5%等）	12～88億円程度
施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0．7億円程度
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0．3億円程度

（主な意見）

○ 家庭的な環境への移行は喫緊の課題。ケア単位の小規模化を進めるべき。また里親・グループホームに更に支援が必要。
○ 挙げられている項目は最低限必要。今の基準はあまりに遅れている。ただし大規模施設のままで配置基準を改善するのではなく、小規模化と同時に行うことが必要。

質の改善　　計　　～　６，８６５億円程度

（参考）26年度の先行実施分　計　１，０２７億円
（小規模保育事業に係る認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。）

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について

（報告）

平成２６年１月１６日
幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について（報告）
目　　次

これまでの経緯……1

１．幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等……3
（１）子どもの育ちに関する理念……3
（２）幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等……4

２．基本的な考え方……6
（１）認定こども園法の趣旨を踏まえた幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定……6
（２）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性……6
（３）小学校教育との円滑な接続……7
（４）幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項……8

３．教育及び保育の内容等……9
（１）基本的な枠組み……9
（２）主な内容等……9
（３）趣旨の周知のための取組等……12

参考資料
幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議の開催について……13

これまでの経緯

○　新たな子育て支援制度の検討に当たっては、平成22年１月の少子化社会対策会議において、関係閣僚を構成員とする検討会議を開催し、その下に作業グループを置くことが決定された。これを受け、平成22年９月より「子ども・子育て新システム検討会議」の下で「基本制度」、「幼保一体化」、「こども指針（仮称）」の３つのワーキングチームが開催され、制度の内容等に関する検討が進められてきた。平成24年２月には、ワーキングチームの議論のとりまとめとして「子ども・子育て新システムに関する基本とりまとめ」が公表され、これを受け、同年３月には「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が少子化社会対策会議において決定された。

それらに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の三法案を、税制抜本改革関連法案等とともに平成24年３月30日に第180回国会に提出した。

その後、衆議院での審議及び平成24年６月15日の自民党・公明党・民主党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合においてとりまとめられた「社会保障・税一体改革に関する確認書」を踏まえて、三法案に対する議員修正案が提出され、新たな議員立法として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」が提出された。これらの法案は平成24年６月26日に衆議院において可決された後、同年８月10日に参議院において可決・成立し、同年８月22日に公布された。[*1]

また、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援に関する政策の検討過程などに参画・関与する仕組みとして平成25年４月より、「子ども・子育て会議」が設置されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可基準や給付費の額の算定基準などを検討するため、「子ども・子育て会議基準検討部会」が設置されている。

（いわゆる「認定こども園法」の改正）

○　認定こども園制度は、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして、平成18年度より始まった。現行の認定こども園制度は、保護者の就労状況によらず利用できるなど一定の評価を得ているが、幼稚園と保育所それぞれの認可を受けなければ設置できないといった二重行政の問題などが指摘されている。

○　このため、子ども・子育て支援新制度においてはこれらの課題を解消するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化することとした。

---

*1　法案のうち、「総合こども園法案」は審議未了により廃案となった。

○　学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ新たな「幼保連携型認定こども園」は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み創設されたものである。

○　また、「幼保連携型認定こども園」の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という）第10条[*1]において、主務大臣がこれを定めることとされている。その際、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとされている。

（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議における検討）

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に当たり、平成25年４月には、中央教育審議会初等中等教育分科会に対し、平成25年５月には社会保障審議会児童部会に対し、それぞれ検討の要請があった。

　これを受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に認定こども園教育専門部会が、社会保障審議会児童部会の下に認定こども園保育専門委員会がそれぞれ設置され、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する検討に当たっては、認定こども園教育専門部会と認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議において、検討が進められることとなった。

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議は、平成25年６月21日の第１回以降、これまでに会議を４回開催した。

　平成25年９月27日の第３回会議においては、関係団体からのヒアリング[*2]を実施した。

　平成25年11月15日の第４回会議においては、「合同の検討会議におけるこれまでの意見のまとめ」を取りまとめた。

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議では、今回、これまでの審議を取りまとめ、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について」報告することとした。

---

*1　「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」は平成26年１月現在未施行であるが、ここでは、改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の条文を引用する。

*2　平成25年９月27日に８団体からヒアリングを行った。ヒアリングにおいて意見発表を行った団体は以下のとおりである。

特定非営利法人全国認定こども園協会、全国認定こども園連絡協議会、公益社団法人全国幼児教育研究協会、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育連盟

１．幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、子ども・子育て支援法に示す基本理念[*1]を踏まえつつ、教育基本法及び児童福祉法に示す教育及び保育の目的等の達成を目指し、策定されるべきものである。

（１）子どもの育ちに関する理念

○　乳幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、発達に応じた適切な保護者のかかわりや、質の高い教育及び保育並びに子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することを目指している。

○　また、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

○　さらに、子どもの最善の利益が考慮される社会を目指すとの考えを基本に、子どもを虐待、酷使、放任その他不当な取扱いから守り、健やかな成長が図られる安全で安心な環境を整備することが必要とされている。

○　幼保連携型認定こども園においては、子育ての第一義的責任は保護者にあることを踏まえつつ、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、この時期の子どもに健やかな成長が図られるような環境を整えることを意識しながら教育及び保育に当たらなければならない。

○　加えて、幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育ての支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。

---

*1 子ども・子育て支援法

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（２）幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等

○　教育基本法*1において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされている。すなわち、教育の目的は、一人一人の人格の完成であり、国家・社会の形成者の育成である。このことは、幼保連携型認定こども園の教育の目的でもある。

○　児童福祉法*2において、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされ、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされている。すなわち、保育の目的は、全ての子どもの生活を保障し、保護者とともに心身ともに健やかに育成することである。このことは、幼保連携型認定こども園の保育の目的でもある。

○　認定こども園法第２条第７項は、幼保連携型認定こども園の目的を、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育*3並びに保育を必要とする子どもに対する保育*4を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと」と規定している。

○　また、認定こども園法第９条は、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を規

---

*1　教育基本法
（教育の目的）
第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

*2　児童福祉法
（児童福祉の理念）
第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
２　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
（児童育成の責任）
第二条　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

*3　認定こども園法第２条第８項は、教育の定義を「教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校（第９条において単に「学校」をいう。）において行われている教育をいう。」と規定しており、本報告書において「教育」とは、「学校教育」を指す語として用いている。

*4　認定こども園法第２条第９項は、保育の定義を「児童福祉法第６条の３第７項に規定する保育をいう。」と規定しており、本報告書において「保育」とは、従来保育所において行われてきた「養護及び教育（学校教育を除く）」を指す語として用いている。

定している。*1幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、これらの教育及び保育の目的や目標に従い、各園の教育及び保育の内容の基準として定められるものである。

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に当たっては、これまでの幼保連携型認定こども園で行われてきた教育及び保育を踏まえ*2、社会の変化や子どもの現状を見据え、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うという観点から検討を行った。

---

*1　認定こども園法

（教育及び保育の目標）

第九条　　幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

一　　健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二　　集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三　　身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四　　日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五　　音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

六　　快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

*2　これまでの幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の認可を受け、認定こども園として認定を受けた施設であり、その教育及び保育の内容は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第１項第４号及び同条第２項第３号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（以下「認定こども園の設備及び運営に関する基準」とする）に示されている。

認定こども園の設備及び運営に関する基準

第五　教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

２．基本的な考え方

○　先に述べた子どもの育ちに関する理念等を踏まえ、認定こども園法に示す目的や目標を達成し、子どもの生活の連続性や発達や学びの連続性を確保するという観点に立った幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）策定の基本的な考え方は次のとおりである。

（１）認定こども園法の趣旨を踏まえた幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、認定こども園法に規定する目的及び目標に従い、主務大臣である内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定めることとされている。（認定こども園法第２条第７項、第９条、第10条第１項）

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）策定に当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。（認定こども園法第10条第２項）

○　幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の内容を遵守しなければならない。（認定こども園法第10条第３項）

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定の検討に当たっては、これら認定こども園法の趣旨を十分に踏まえ、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮することとして、以下の３点を主な論点とした。

１．幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性
２．小学校教育との円滑な接続
３．幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の名称については、「幼保連携型認定こども園保育要領」が適当であるとの意見が多くの委員からあったところである。今後、法律に基づく告示であるという性格を踏まえた法制的な観点も含め、検討されることが必要である。

（２）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

○　これまでの幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の認可をもつ施設であった。このため、その教育及び保育は幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、認定こども園に固有の事情に配慮しながら行われてきた。

幼保連携型認定こども園が学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、幼児期の学校教育及び保育を行う施設として創設されるに当たっては、その教育及び保育の内容は、同じく幼児期の学校である幼稚園や児童福祉施設である保育所の教育及び保育の内容との整合性を図ることが必要である。

○　ただし、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、単に幼稚園教育要領と保育所保育指針を合わせたものでなく、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設としてふさわしい教育及び保育の内容の基準となるよう幼保連携型認定こども園の特性にも配慮しなければならない。

○　教育の内容に関しては、他校種の学習指導要領等と同様に全ての子どもに対して指導すべき内容を示す基準となることを踏まえ、心身の発達の段階や特性を十分に考慮し、幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から検討されなければならない。

○　保育の内容に関しては、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障するに当たり、一人一人の存在を受け止め、援助すべき内容を示す基準となることを踏まえ、子どもの最善の利益を保障するという観点から検討されなければならない。

○　幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても、環境を通して行う教育及び保育を行うことを基本とする。

○　幼保連携型認定こども園においては、健康で安全な、情緒の安定した環境の下で、子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、この時期にふさわしい遊びを中心とした豊かな生活ができるよう配慮しなければならない。

○　教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとする。

○　今後、保育所保育指針や幼稚園教育要領を含む他校種の学習指導要領等の改訂の際には、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）についても必要な改訂がなされるべきである。

（３）小学校教育との円滑な接続

○　小学校教育との円滑な接続については、平成21年３月に文部科学省と厚生労働省が合同で「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」を作成したり、平成22年11月に調査研究協力者会議の報告として「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」が作成されたりするなどその重要性が認識されてきたところである。

○　現行の認定こども園の設備及び運営に関する基準においても、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること等、小学校教育との連携について示されている。

○　これらを踏まえ、幼保連携型認定こども園における教育及び保育が小学校以降の学習

や生活の基盤の育成につながることに配慮し、環境を通して行われる教育及び保育により展開されるこの時期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。

○　その際、幼保連携型認定こども園が地域の教育及び保育を担う施設の一つとして、小学校のみならず地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図るといった視点をもつことも大切である。

（４）幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

○　子どもの家庭や幼保連携型認定こども園での生活の経験の違い等に配慮し、一人一人に応じた教育及び保育が展開されるよう配慮が必要である。

○　０歳から小学校就学前までの子どもが、一日の多くの時間を過ごす生活の場として、子どもの一日の生活の連続性及び生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫を行うことが必要である。その際、幼保連携型認定こども園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえ、保護者が幼保連携型認定こども園とともに子どもを育てるという意識が高まるよう情報交換を行うことも大切である。

○　教育及び保育を適切に展開するためには、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じた配慮を行うことが重要である。特に、各幼保連携型認定こども園においてこれらの違いのある子どもが共に過ごすこととなる各年度の当初は、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の生活の流れを考えることが必要である。

○　教育及び保育を一体的に提供するため、幼保連携型認定こども園における生活を見通した教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、一人一人の発達の過程を理解し、幼保連携型認定こども園での生活の経験や在園時間の長短等に配慮した具体的な指導計画を作成する必要がある。

○　家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、同一学年で構成される学級による集団活動が基本となる満３歳以上の子どもについては、満３歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定することが望ましい。

○　幼稚園と保育所という学校と児童福祉施設における実践を踏まえながら、保育者や保護者が互いに理解を深め、組織作りや環境整備、子どもの受入れ時間の異なる保護者同士の交流も含め、幼保連携型認定こども園として子どもを支える体制作りが必要である。

３．教育及び保育の内容等

（１）基本的な枠組み

○　ここまで述べてきたとおり、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は認定こども園法等に基づき、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性、小学校教育との円滑な接続、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を踏まえて策定されるべきである。

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）を策定する際には、総則においてその理念や目標等を示し、五つの領域のねらいや内容に子どもが身に付けていくことが望まれる事項を示し、指導計画を作成する際の配慮事項や運営に関する配慮事項を整理して示すなど、その構成を工夫しなければならない。

○　運営に関する事項については、平成25年度中に策定が予定されている幼保連携型認定こども園の認可基準と整合性が図られた内容でなければならない。

（２）主な内容等

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の構成を検討する際は、「２．基本的な考え方」に示した事項を踏まえ、環境を通して行う教育及び保育を基本とし、遊びを中心とした豊かな生活が展開されることとともに、幼保連携型認定こども園の特性等に配慮しなければならない。このため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針と同様の五つの領域のねらいや内容等に加え、盛り込むことが必要と考えられる主な内容等を以下に示す。

（発達や学びの連続性に関すること）

○　施設の利用を開始する年齢が異なるため、子どもの集団生活の経験の違いに配慮するなどして、０歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性に考慮し展開するようにすること。

○　幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して子どもの発達の過程を見通すとともに、一人一人の発達の特性と発達の課題を適切に把握すること。その際、一人一人に応じたきめ細かな対応が図れるようにすること。

○　小学校教育との円滑な接続に向け、子どもの発達や学びの連続性を確保するために、この時期の子どもにふさわしい教育及び保育の工夫を図るとともに、小学校との連携を通じ、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めること。

（養護に関すること）

○　快適な生活環境を実現し、子どもと保育者との信頼関係の構築を通じた心身の健康の増進を図るため、幼保連携型認定こども園が子どもにとって心豊かで安定した生活の場となるよう努めること。

○　生命の保持や情緒の安定のため、家庭と協力しながら、一人一人の発育及び発達の状況や健康状態の把握について十分に配慮すること。

（乳児期の子どもの保育に関すること）

○　身体の諸感覚や機能などの発育のため、安全で活動しやすい環境を整え、子どもが安心して身近な環境に自ら働きかけようとする意欲を高めていくこと。

○　一人一人の生活のリズムを重視し、保育者とのあたたかい継続的かつ応答的なかかわりを通じて心身の健康及び情緒の安定に努めること。

○　保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について情報提供するとともに、信頼関係を築きながら家庭での様子を把握し、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるようにすること。

（満３歳未満の子どもの保育に関すること）

○　基本的な生活習慣の形成に向けて、保育者の適切なかかわりの下、自分の意志で生活を繰り広げようとする意欲を高めていくこと。

○　心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいことから、一人一人の状態に応じた保育が展開されるようにすること。

○　一人一人の遊びや保育者との応答的なかかわりを中心とした生活から、徐々に周囲の環境に働きかけ、子ども同士のかかわりが増えてくる時期であることから、適切な援助を行うとともに、発達の状況に応じた環境の構成を工夫すること。

○　保護者との連携を緊密にすることで、一人一人の生活に理解を深め、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮すること。

（健康及び安全に関すること）

○　子どもが安全な環境の下で心と体を十分に働かせて生活できるよう、健康の保持及び増進を図るようにすること。

○　健康な心と体の育成のため、家庭と連携を図り食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるようにすること。

○　疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、専門機関等と連携を図り、幼保連携型認定こども園全体で一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

○　事故の防止や災害等不測の事態に備えた対応については、幼保連携型認定こども園全体の体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるようにすること。

（特別支援教育や障害児保育に関すること）

○　昨今の障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある子どもに対しては、障害の状況などに応じた適切な支援を行うとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮するなど、幼保連携型認定こども園が障害の有無を問わずこの時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにすること。

○　乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行い、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援を図るようにすること。その際、専門的な相談や支援が受けられるよう市町村や専門機関等と連携を図るようにすること。

（子育ての支援に関すること）

○　幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を提供するとともに保護者に対する子育ての支援を行う施設であり、地域の子育ての支援の核となる施設として機能することが求められている。このため、教育及び保育の提供並びに保護者に対する子育ての支援の機能が総合的に発揮されるよう留意すること。

○　子育ての支援に関する様々な事業を展開する際には、地域の実態や園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、保護者や地域の人々にとって、地域の子どもの成長・発達を促進する場、子育ての喜びを共感する場、子育ての悩みや経験を話し交流する場、地域の子育てのネットワークづくりをする場などとなるよう地域の子育ての拠点としての役割を果たすよう留意すること。

（家庭や地域社会との連携に関すること）

○　様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するよう、保護者との信頼関係を深め、子どもの生活や子どもとのかかわり方について情報交換を行ったり、ＰＴＡ活動や保護者会活動、保育参加などを通じ保護者と子どもとの活動の機会を設けたりするなど、家庭との緊密な連携を図り、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるようにすること。

○　地域の実態等を踏まえ、公共施設等も活用しながら高齢者を始め幅広い世代と交流したり、地域の行事に参加したりするなど地域資源を活用した豊かな体験を得られる機会を設定するとともに、地域の人々に幼保連携型認定こども園についての理解を深め、地域全体で子どもの健やかな育ちを支える拠点として機能するようにすること。

（３）趣旨の周知のための取組等

○　認定こども園法第10条第３項を踏まえ、幼保連携型認定こども園として遵守すべき事項を幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に示し、その具体について解説によって明らかにする。特に、小学校教育との接続、子育ての支援や特別な支援を必要とする子どもに対する教育及び保育等の事項については、解説のほかに参考となる資料を作成することも考えられる。

○　国は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の趣旨の十分な周知を図るために、認定こども園の関係者や行政担当者等に向けた説明会を行うなど平成27年度に予定されている新しい幼保連携型認定こども園制度の施行までに必要な手立てを講じなければならない。

○　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、保育者や行政担当者とともに、小学校の教職員、幼稚園教諭や保育士の養成機関等にもその趣旨の周知が図られるよう工夫が必要である。

○　学校及び児童福祉施設として必要な教育及び保育の質の確保や向上の観点から保育者の研修の充実についても十分に検討しなければならない。